

〇つくば市産業振興センター条例施行規則

平成21年1月27日

規則第2号

改正 平成24年7月5日規則第40号 平成29年3月31日規則第20号
平成30年2月16日規則第8号 令和元年9月5日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、つくば市産業振興センター条例（平成20年つくば市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長は、定期利用席（コワーキングスペース（条例第4条第1項第2号に規定するコワーキングスペースをいう。以下同じ。）のうち月を単位とした利用の許可をするものをいう。以下同じ。）の利用者（定期利用席の利用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）のない定期利用席があるとき又は定期利用席の利用者が定期利用席から退去することが見込まれるときは、期間を定めて、定期利用席の利用希望者（定期利用席を利用しようとする者をいう。以下同じ。）を公募するものとする。

2 市長は、事業支援室の利用者（条例第7条第1項に規定する事業支援室の利用者をいう。以下同じ。）のない事業支援室（条例第4条第1項第5号に規定する事業支援室をいう。以下同じ。）があるとき又は事業支援室の利用者が事業支援室から退去することが見込まれるときは、当該事業支援室につき、期間を定めて、事業支援室の利用希望者（事業支援室を利用しようとする者をいう。以下同じ。）を公募するものとする。

(供用日及び供用時間)

第2条の2 条例第4条第1項各号に掲げる施設の供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用許可の申請等)

第2条の3 コワーキングスペース、セミナールーム（条例第4条第1項第3号に規定するセミナールームをいう。以下同じ。）及び会議室（条例第4条第1項第4号に規定する会議室をいう。以下同じ。）を利用しようとする者は、つくば市産業振興センターコワーキングスペース等利用（変更）許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の利用許可申請書の提出期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) コワーキングスペース（定期利用席を除く。） 利用しようとする日の30日前から利用しようとする日まで

(2) コワーキングスペース（定期利用席に限る。） 第2条第1項の規定により定めた期間

(3) セミナールーム 利用しようとする日の6か月前から利用しようとする日の5日前まで

(4) 会議室 利用しようとする日の30日前から利用しようとする日まで

3 市長は、コワーキングスペース、セミナールーム及び会議室について条例第6条第1項の許可をしたときは、つくば市産業振興センターコワーキングスペース等利用（変更）許可書（様式第1号の2）を申請者に交付するものとする。

4 市長は、コワーキングスペース、セミナールーム及び会議室について条例第6条第1項の許可をしないときは、つくば市産業振興センターコワーキングスペース等利用（変更）不許可通知書（様式第1号の3）により、その旨を申請者に通知するものとする。

5 第3項の利用許可書の交付を受けた者が許可に係る事項を変更しようとする場合は、つくば市産業振興センターコワーキングスペース等利用（変更）許可申請書を市長に提出しなければならない。

6 第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第2項中「前項の利用許可申請書」とあるのは「第5項の利用変更許可申請書」と、同項第2号中「第2条第1項の規定により定めた期間」とあるのは「第3項の利用許可書の交付を受けた日から利用しようとする日の5日前まで」と読み替えるものとする。

7 市長は、第5項の規定による申請に対して条例第6条第1項の許可をしたときは、つくば市産業振興センターコワーキングスペース等利用（変更）許可書を申請者に交付するものとする。

8 市長は、第5項の規定による申請に対して条例第6条第1項の許可をしないときは、つくば市産業振興センターコワーキングスペース等利用（変更）不許可通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

第3条 事業支援室の利用希望者は、第2条第2項の規定により定めた期間内に、つくば市産業振興センター事業支援室利用許可申請書（様式第1号の4）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 事業支援室の利用希望者が会社の場合にあつては、次に掲げる書類

ア 当該会社の登記事項証明書。ただし、現状を記載したものに限る。

イ 各事業年度の次に掲げる書類（設立してから3事業年度以上経過した場合にあつては、直前3事業年度分の書類）の写し

(ア) 株式会社にあつては、会社法（平成17年法律第86号）第435条に規定する貸借対照表、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書

(イ) 合名会社、合資会社及び合同会社にあつては、会社法第617条に規定する貸借対照表及び計算書類

ウ 当該会社の申請日の属する年度分の市税の納税状況を称する書類。ただし、当該年度分の税額が確定していないときは、当該年度の前年度分の市税の納税状況を証する書類とする。

(3) 事業支援室の利用希望者が個人の場合にあっては、次に掲げる書類

ア 開業届出書（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書をいう。）の写し

イ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し。ただし、現状を記載したものに限る。

ウ 事業を開始した年から申請日の属する年までの各年分の確定申告書（事業を開始してから3年以上経過した場合にあっては、直前3年分の確定申告書）の写し

エ 申請日の属する年度分の市税の納税状況を証する書類。ただし、当該年度分の税額が確定していないときは、当該年度の前年度分の市税の納税状況を証する書類とする。

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第6条第1項の許可をしたときは、つくば市産業振興センター事業支援室利用許可書（様式第3号）を事業支援室の利用希望者に交付するものとする。

3 市長は、条例第6条第1項の許可をしないときは、つくば市産業振興センター事業支援室利用不許可通知書（様式第4号）により、その旨を事業支援室の利用希望者に通知するものとする。

（定期利用席の利用者等の選定）

第4条 定期利用席の利用希望者の数が、第2条第1項の規定による公募に係る定期利用席の数を上回る場合には、市長は、抽選その他公正な方法により定期利用席の利用者を選定するものとする。

2 事業支援室の利用希望者のうち条例第5条第2項の要件を満たす者の数が、第2条第2項の規定による公募に係る一の事業支援室につき、複数となる場合には、市長は、抽選その他公正な方法により事業支援室の利用者を選定するものとする。

（事業支援室の利用期間の延長の申請等）

第5条 事業支援室の利用期間の延長を希望する者（以下「延長利用希望者」という。）は、延長前の事業支援室の利用期間（条例第6条第4項に規定する事業支援室の利用期間をいう。以下同じ。）が満了する日の90日前までに、つくば市産業振興センター事業支援室利用期間延長許可申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業支援室の利用期間内に行った事業活動の成果を記載した書類
- (2) 延長利用希望者が法人の場合にあつては、第3条第2号イ及びウに掲げる書類
- (3) 延長利用希望者が個人の場合にあつては、第3条第3号ウ及びエに掲げる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第7条第2項において準用する条例第6条第1項の許可をしたときは、つくば市産業振興センター事業支援室利用期間延長許可書（様式第6号）を延長利用希望者に交付するものとする。

3 市長は、条例第7条第2項において準用する条例第6条第1項の許可をしないときは、つくば市産業振興センター事業支援室利用期間延長不許可通知書（様式第7号）により、その旨を延長利用希望者に通知するものとする。

（使用料の納入期限）

第6条 条例第8条第4項ただし書の規則で定める場合における使用料の納入期限は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 月の途中で定期利用席又は事業支援室の利用を開始し、又は終了したとき
当該月の末日
- (2) 毎年4月分の使用料を納入するとき 当該月の末日

（使用料の減免）

第6条の2 条例第8条の2第2項の規則で定める新規中小企業者、研究機関、起業家等及び割合は、別表第2のとおりとする。

2 条例第8条の2第1項及び第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第2条の3第1項又は第5項の規定による申請の際に、つくば市産業振興センター使用料減免申請書（様式第7号の2）にその事由を明らかにする書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、条例第8条の2第1項の規定により使用料の減免を受けようとする場合は、減免の事由を明らかにする書類の添付を要しない。

3 市長は、前項の規定による申請に対して使用料を減免するかどうかを決定したときは、つくば市産業振興センター使用料減免決定通知書（様式第7号の3）により申請者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第7条 条例第9条ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、災害、つくば市産業振興センターにおける工事その他利用者の責めに帰することができない理由により、停電、水道の断水等の事業支援室の利用に支障を来す状態が1日当たり8時間以上となる日が2日以上続いたときとする。

2 条例第9条ただし書の規定により還付する額は、還付の対象となる日が属する月の使用料の額を当該月の日数で除して得た額に、当該還付の対象となる日数を乗じて得た額とする。

3 前項の場合において、算出した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事業支援室の利用者の負担する費用）

第8条 条例第10条第4号の市長が事業支援室の利用者の負担とすることが適当であると認めて規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 蛍光管その他の消耗品に係る費用

(2) 条例第14条第1項に規定する特別の設備若しくは機器の取付け又は事業支援室の原状の変更に要する費用

（届出）

第9条 事業支援室の利用者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、速やかに、つくば市産業振興センター事業支援室申請事項等変更等届出書（様式第8号）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更があったとき。
- (2) 業種を変更しようとするとき。
- (3) 事業支援室を引き続き15日以上利用しないとき。
- (4) 条例第13条第1項第4号、第6号又は第7号に掲げる場合に該当したとき。

2 事業支援室の利用者は、事業支援室の利用期間の途中で事業支援室から退去するときは、退去する日の90日前までに、つくば市産業振興センター事業支援室等退去届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、条例第13条第1項の規定により条例第6条第1項（条例第7条第2項において準用する場合を含む。）の許可を取り消されたときは、この限りでない。

3 事業支援室の利用者は、事業支援室又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに、つくば市産業振興センター事業支援室等損傷等届出書（様式第10号）により市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

4 第2項の規定は、定期利用席の利用者について準用する。この場合において、同項中「事業支援室」とあるのは「定期利用席」と、「90日前」とあるのは「30日前」と読み替えるものとする。

（退去後の検査）

第10条 事業支援室の利用者は、事業支援室から退去したときは、その旨を市長に報告して、その検査を受けなければならない。

（施設の利用者等の遵守事項）

第11条 条例第12条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の利用者（条例第12条第1項に規定する施設の利用者をいう。）、来館者及び近隣施設に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) つくば市産業振興センターの施設又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失

するおそれのある行為をしないこと。

- (3) 火災、盗難、人身事故その他事故の防止に努めること。
- (4) 寄付の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと。
- (5) 市長の許可を受けていない薬品等を持ち込まないこと。
- (6) その他市長の指示する事項

(利用の制限等)

第12条 市長は、条例第13条第1項の規定により施設及びその附属設備の利用を制限し、若しくは停止し、又は条例第6条第1項（条例第7条第2項において準用する場合を含む。）の許可を取り消したときは、これらの処分を受ける者に対し、つくば市産業振興センター施設等利用制限・利用停止・利用許可取消通知書（様式第11号）により、その内容を通知するものとする。

(特別の設備の取付け等の申請等)

第13条 条例第14条第1項の許可を受けようとする者は、つくば市産業振興センター事業支援室特別設備取付等許可申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 取り付けようとする設備又は機器の仕様書
- (2) 取付工事の概要が分かる書類

2 市長は、条例第14条第1項の許可をしたときは、つくば市産業振興センター事業支援室特別設備取付等許可書（様式第13号）を条例第14条第1項の許可を受けようとする者に交付するものとする。

3 市長は、条例第14条第1項の許可をしないときは、つくば市産業振興センター事業支援室特別設備取付等不許可通知書（様式第14号）により、その旨を条例第14条第1項の許可を受けようとする者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例附則第1項本文の規則で定める日から施行する。ただし、第

14条及び第15条の規定は、公布の日から施行する。

(最初の審査会の招集)

- 2 第15条の規定の施行後最初に招集すべき審査会は、同条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(準備行為)

- 3 条例附則第4項の規定に基づき行う事業支援室の利用の許可及び特別の設備の取付けの許可に関する手続については、この規則の施行の日前においても第2条から第4条まで及び第13条の例により行うことができる。

附 則 (平成24年規則第40号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成29年規則第20号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年規則第14号)

この規則は、令和元年9月20日から施行する。

別表第1（第2条の2関係）

施設名		供用日	供用時間
交流スペース		1月4日から12月28日まで	午前10時から午後9時まで
コワーキングスペース	時間又は日を単位としての利用	1月4日から12月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）	午前11時から午後9時まで
	定期利用席の利用	1月1日から12月31日まで	午前零時から午後12時まで
セミナールーム		1月4日から12月28日まで	午前11時から午後9時まで
会議室	時間又は日を単位としたコワーキングスペースの利用許可を受けた者が利用する場合	1月4日から12月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）	午前11時から午後9時まで
	定期利用席の利用者又は事業支援室の利用者が利用する場合	1月1日から12月31日まで	午前零時から午後12時まで

事業支援室	1月1日から12月 31日まで	午前零時から午後 12時まで
-------	--------------------	-------------------

別表第2（第6条の2関係）

新規中小企業者、研究機関、起業家等	割合
1 つくば市内の新規中小企業者 2 筑波大学発ベンチャーとして認定されている法人 3 つくば市内の国立研究開発法人、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人の職員のうち専ら研究に従事する者で起業を計画しているもの 4 つくば市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）をいう。）に通学する者 5 過去2年以内につくば市スタートアップ事業コンサルティングに採択された者 6 過去2年以内にスタートアップに関するつくば市の補助金の交付を受けた実績がある者 7 過去2年以内につくばSociety5.0社会実装トライアル支援事業においてスタートアップ賞に採択された実績がある者	2分の1